

施設利用約款

第 1 条(本約款および諸規則)

- 施設利用約款(以下「本約款」といいます)は、グンゼスポーツ株式会社(以下「当社」といいます)が運営管理する諸施設(以下「諸施設」といいます)の利用について、基本事項を定めるものです。
- 当社は、諸施設の利用および各種スクールの開催を提供する上で、本約款に定めがない事項および業務上必要な事項について、必要に応じて諸規則(以下「諸規則」といいます)を定めることができます。
- 会員は、本約款および諸規則に定める所定の手続きを行うとともに、本約款および諸規則を遵守するものとします。

第 2 条(入会資格)

会員になることができるのは、次の各号のすべてに該当する方とします。ただし、次の各号のすべてに該当する方であっても、当社が入会をするのに不相当と判断した場合には、入会をお断りすることがあります。

- 本約款、諸規則その他の当社との契約を遵守していただける方
- 医師から運動を禁止されていない方
- 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- 刺青、タトゥー(シール類も含む)をされていない方
- 暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずるものに該当しない方
- 満15歳以上の方(但し、中学生は除く)※で健康状態が良好で、諸施設内での自らの行動に関し自己管理ができる方。なお、未成年者の場合は第5条によります。※はびきの店は満12歳以上の方(但し、小学生は除く)
- 過去に、当社または他の会員制スポーツクラブ等で除名等の処分を受けたことがない方
- 法定伝染病・皮膚病・精神病等の疾患のない方
- 妊娠されていない方

第 3 条(入会手続)

- 会員になろうとする方は、所定の入会申込書により当社に申し込むものとします。
- 所定の入会手続き後、当社に入会を承認された方は、本約款第6条および第7条に基づき、会員登録料とその他の会費を当社に支払うものとします。
- 前項の手続きを完了した方は、会員となり、諸施設を利用することができます。
- 65歳以上の方には、入会申込書のほか所定の利用承諾書の提出を求めることがあります。
- 会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第 4 条(会員の区分)

- 会員は次の区分により、諸施設を利用できます。
 - フィットネス会員
 - 法人会員
- 会員の諸施設の利用範囲その他の条件については当社が別途定めた通りとします。

第 5 条(未成年者の取り扱い)

未成年者が会員になろうとするときは、本人とその親権者が連署した上、申し込むものとします。前項の場合、親権者は、本人が20歳となった翌月まで、自ら会員となった場合と同様に、本約款に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第 6 条(会員登録料)

会員は、当社が別途定める会員登録料を支払うものとします。

第 7 条(会費)

- 会員は、当社が別途定める会費を前納するものとします。
- 会員は利用の有無を問わず、その在籍中は会費を支払うものとします。なお、一旦納入いただいた会費は、法令の定めまたは当社が認める理由がある場合のみ返還いたします。

第 8 条(会員証)

- 当社は、フィットネス会員には会員証を、法人会員には利用券または会員証を発行します。
- 会員証は、会員本人のみが利用でき、他人に貸与、質入れおよび譲渡はできません。
- 会員は、諸施設を利用するときは、常に会員証の提示または利用券を提出するものとします。

第 9 条(会員の施設利用範囲)

- 会員は、当社が定める営業期間中、諸施設を第4条の会員区分に従って利用することができます。ただし、当社が諸施設をスクール・特別行事等で利用する場合は利用できないことがあります。その場合は事前にて館内告知をするものとします。
- 前項のほか、諸施設の利用に関しては、当社が別途定める規則に従い、個別具体的に検討します。

第 10 条(ビジターの取り扱い)

- 当社は、施設に余裕があるときは、会員の同伴または紹介により、会員以外の方(以下「ビジター」という)に諸施設を利用させることができます。
- ビジターの利用料金は、別途当社が定めます。
- ビジターが諸施設を利用するときは、必要な事項について、本約款の各条の定めを準用します。
- 会員は、同伴または紹介したビジターの行為について連帯して責任を負うものとします。

第 11 条(当社の損害賠償責任免除)

会社は、会員およびビジターの諸施設の利用に際して生じた人的、物的事故、会員間でのトラブル、および会員自らが管理・保管する持ち物の盗難・紛失等について、当社の責に帰すべき事由による場合を除き一切の損害賠償の責を負いません。

第 12 条(会員およびビジターの損害賠償責任)

会員およびビジターは、諸施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、当社または他の会員その他の第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとします。

第 13 条(休会)

- 会員は休会希望月の前月10日までに、当社に休会の申し入れを当社指定の書面または電子データにて当社に提出した場合(窓口での受付は営業日に限る)は、当社が指定する休会期間(以下、「休会期間」といいます。)を限度として、休会することができます。
- 休会期間終了後、会員は当社に対して何らの意思表示をしない場合は自動的に復会となり通常会費に戻ります。また、オプションにつきましても同様といたします。

第 14 条(会員資格の喪失)

会員は、次の場合に、会員の資格を失います。

- 会員は退会希望月の10日までに、当社に退会の申し入れを当社指定の書面または電子データにて当社に提出した場合(窓口での受付は営業日に限る)
- 法人会員について、その法人が解散した場合
- フィットネス会員について、会員本人が死亡した場合
- 第15条により、除名された場合
- 諸施設の全部が廃止された場合

第 15 条(会員資格の一時停止および除名)

- 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は会員に対し、当該行為の中止、諸施設からの退去を求めることができるとともに、当該会員の会員資格を一時停止または除名をすることができます。なお、各号に該当し除名を受けた会員は、その後当社の運営管理する全ての諸施設に入会および立ち入ることができません。
 - 諸施設の利用前後にかかわらず、第2条の各号に該当しないことが判明した場合
 - 会費、諸料金・費用の支払いを3ヶ月以上滞納した場合
 - 当社または他の会員に対して名誉を傷つける行為および著しく迷惑をかける行為があった場合
 - 諸施設内で指導行為、営業行為があった場合
 - 諸施設への落書き、指定場所以外での排泄、当社の設備等の持出し等当社の諸施設を故意または過失により滅失、毀損または盗取した場合
 - 会員として不適切と判断される行為があり、本人に対して注意をしたにもかかわらず、その行為が改まらない場合
 - その他、当社が会員としてふさわしくないと認めた場合
- 会員資格が一時停止された場合は、停止中の期間、当社が運営管理する全ての施設の利用をすることができません。なお、一時停止中の会員は、会費・諸料金・費用の支払いを猶予されます。

第 16 条(資格審査委員会)

- 当社は、資格審査委員会を設置し、会員資格その他を審査します。
- 資格審査委員会の委員長は、当社の取締役会において推薦・任命され、委員は委員長が任命します。
- 資格審査委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とします。

第 17 条(未払い金の請求)

当社は、会員資格が喪失後においても、会費または諸料金・費用の未払い金について請求することができるものとします。

第 18 条(拾得物)

- 諸施設内において忘れ物または落し物(以下「拾得物」といいます)を拾得した場合、会員またはビジターは速やかにその旨を諸施設に申し出るものとします。
- 拾得物を拾得された会員またはビジターは、諸施設に当該拾得物を引き渡したことをもって、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。
- 当社は、当社が別に定める保管期間を経過した後に、拾得物を処分することができるものとします。また、当社は、食料品、生花など腐敗等により衛生上の問題が生じると判断した場合、当該保管期間に係らず拾得物を処分することができるものとします。

第 19 条(施設の営業または営業時間の変更)

- 当社は、所定の定休日のほか、次の場合、諸施設の一部または全部を休業できるものとします。
 - 天候不良、災害等により開場が不可能と当社が認めた場合
 - 施設の改造、補修または点検の為にやむを得ないと当社が認めた場合
 - 従業員研修および福利厚生その他の理由により当社が必要と認めた場合
 - 著しい社会情勢の変化があった場合
- 前項にかかわらず、当社は、合理的な範囲で営業日または営業時間を変更することができます。なお、休業または変更に関するお知らせは、原則として1ヶ月前までに館内への掲示および当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第 20 条(施設の廃止と会費の返還)

- 当社は、諸施設の全部を廃止する場合、災害等やむを得ない事情による場合を除き、廃止の3ヶ月前までに会員に対して予告をおこなうものとします。
- 諸施設の全部が廃止された場合、すでに支払われた会費に対する未経過分があるときは、当社はその未経過分を月割り計算で算出し、無利息にて会員に返還します。
- 前項の返還に当たっては、会費・諸料金・費用等一切の会員の未納金を控除して支払うものとします。

第 21 条(料金等の改定)

当社は、本約款第6条および第7条の諸施設利用にかかる会費・料金・諸費用等の金額を社会経済情勢の変動に応じて改定することができるものとします。

なお、料金等の改定に関するお知らせは、原則として1ヶ月前までに館内への掲示および当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第 22 条(個人情報の保護)

- 当社は、個人情報の保護に関する法令、ガイドラインその他の規範を遵守します。
- 当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って適切に取り扱うものとします。
- 前項に定めるもののほか、当社は、会員が諸施設内での事故、怪我に遭われた場合に、必要な範囲でご家族、会社、病院に開示することができるものとします。

第23条(健康管理)

- 会員は、各自の責任において健康管理を行うものとします。
- 会員は、当社から事故や怪我の回避のための指示や要請を受けた場合には、これに従うものとします。
- 会員は、疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合は、当社へ申告するものとします。
- 当社は、前項の申告を受けた場合または諸施設の利用に当たり疾病もしくは疾病の可能性があると判断した場合には、諸施設の利用に差支えがないかを確認するものとします。

第 24 条(効力)

- 本約款は、2021年4月1日より発効します。
- 当社が必要と認めた場合、本約款および諸規則等の改定を行うことができるものとします。尚改定した本約款の効力等は、館内への掲示および当社ホームページにて会員に告知することにより全会員に及ぶものとします。

施設利用約款

第1条（施設利用）

グンゼスポーツ株式会社（以下「当社」という）が運営管理する諸施設（以下「諸施設」という）で実施するスクール（以下「本スクール」という）の利用は、本約款の定めに基づくものとします。

第2条（目的）

本スクールは、教育的配慮のもとに、専任コーチ制による一貫した指導を行い、各クラス／コースの運動に対する正しい理解と関心を深め健全な心身を育成することを目的とします。

第3条（入会資格）

本スクールに入会できる方は、本人および親権者が次の各号のすべてに該当し、諸施設の各クラス／コース別に定められた資格／基準等を満たす方（以下本条にいう「本人」を「スクール生」といいます）とします。

- 本約款および諸規則その他の契約を遵守する方
- 医師から運動を禁止されていない方
- 諸施設の利用者としてふさわしい行動をとり、他の諸施設の利用者に迷惑となる行為等は行なわない方
- 刺青、タトゥー（シール類も含む）をされていない方
- 過去に当社または他のスポーツクラブ等で除名等の処分を受けたことがない方
- 法定伝染病、皮膚病、精神病等の疾患のない方
- 暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずるものに該当しない方

第4条（スクール生の区分）

- スクール生は次の区分により、本スクールを利用できます。
 - ジュニアスクール
 - 成人スクール
- スクール生は、各クラス／コースに定められた曜日・時間内で指導を受けることができ、各クラス／コースに応じた指導内容を定めます。

なお、その指導内容は、当社のチーフコーチおよびコーチ会議にて決定します。

第5条（入会手続）

- スクール生になろうとする方は、所定の入会申込書により当社に申し込むものとします。
- 当社に入会を承認された方は、第7条のスクール登録料、第8条の授業料および諸費用を当社に支払うものとします。
- 前各項の手続きを完了した方は、スクール生となります。

第6条（未成年者の取扱い）

未成年者が本スクールへの入会を希望するときは、親権者が入会申し込みを行なうものとします。親権者は、スクール生本人が20歳となった翌月まで、自ら会員となった場合と同様に、本約款、諸規則その他の契約に基づく責任を負うものとします。

第7条（スクール登録料）

スクール生は、当社が別途定めるスクール登録料を所定の方法、所定の期日までに支払うものとします。

第8条（授業料および諸費用）

- スクール生は、当社が各クラス／コース毎に定める授業料および諸費用を、所定の方法、所定の期日までに当社へ支払うものとします。
- スクール生は利用の有無を問わず、その在籍中は授業料を支払うものとします。なお、一旦納入いただいた授業料等は、法令の定めまたは当社が認める理由がある場合のみ返還いたします。

第9条（休会・退会）

- 本スクールを休会（連続して1ヶ月以上休む場合をいいます）または、退会しようとする方は、休会または退会の申し入れを、当社指定の書面または電子データにて当社に提出した場合（窓口での休会または退会の届出は、当社の営業時間内に受け付けます。）に限り、休会または退会することができます。
- 前項に基づく手続きは、休会の場合は、休会希望月の前月10日まで退会の場合は退会月の10日までがお手続の締切となります。なお、休会の場合は休会費が必要となります。なお、電話その他の方法による休会、退会の申し出はお受けできません。（10日が休館日の場合は、窓口での届出は前日営業日までとなります。）
- 休会の場合は、当社が指定する休会期間を限度として、休会することができます。

第10条（資格喪失）

スクール生は、次の場合に、会員の資格を喪失します。

- 当社所定の手続きに従い、退会した場合
- スクール生本人が死亡した場合
- 第11条により除名された場合
- 諸施設の全部が閉鎖または廃止された場合

第11条（資格の一時停止および除名）

- 当社は、スクール生または親権者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該スクール生の資格を一時停止または除名をすることができます。

なお、各号に該当し除名を受けたスクール生または親権者は、その後当社の運営管理する全ての諸施設に入会および立ち入ることができません。

 - 諸施設の利用前後にかかわらず、第3条の各号に該当しないことが判明した場合
 - 当社に対し虚偽の申告をした場合
 - 当社または他のスクール生に対して迷惑をかける行為等があった場合
 - 諸施設への落書き、指定場所以外での排泄、当社の設備等の持出し等当社の諸施設を故意または過失により滅失、毀損または盗取した場合
 - 授業料、諸料金、費用の支払いを3ヶ月以上滞納した場合
 - 諸施設の利用者として不適切と判断される行為があり、本人および親権者に対して注意をしたにもかかわらず改善等されない場合
 - その他、当社が諸施設の利用者としてふさわしくないと認めた場合

第12条（拾得物）

- 諸施設内において忘れ物又はまたは落し物（以下「拾得物」といいます。）を拾得した場合、スクール生または親権者は速やかに拾得物を諸施設に申し出るものとします。
- 拾得物を拾得されたスクール生または親権者は、諸施設に当該拾得物を引き渡したことをもって、拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。
- 当社は、当社が別に定める保管期間を経過した後に、拾得物を処分することができるものとします。

また、当社は、食料品、生花など腐敗等により衛生上の問題が生じると判断した場合、当該保管期間に係らず拾得物を処分することができるものとします。

第13条（クラス／コースの廃止）

当社は、次の各号の理由により、本スクールのクラス／コースを閉鎖する場合があります。なお、クラス／コースの廃止に関するお知らせは、原則として1ヶ月前までに館内への掲示および当社ホームページにてスクール生に告知するものとします。

- クラス／コースが定員に満たなかった場合
- 運営上、本スクールの開催するに困難な事由が生じた場合

第14条（施設の営業または営業時間の変更）

- 当社は、所定の休日のほか、次の場合、諸施設の全部、または一部を休業することができるものとします。
 - 天候不良・災害等により、開場が不可能と当社が認めた場合
 - 施設の改造、補修または点検のためにやむを得ないと当社が認めた場合
 - 当社従業員の研修および、福利厚生その他の理由により当社が必要と認めた場合
 - 著しい社会情勢の変化があった場合
- 前項にかかわらず、当社は、合理的な範囲で営業日または営業時間を変更することができます。

なお、休業または変更に関するお知らせは、原則として1ヶ月前までに館内への掲示および当社ホームページにてスクール生に告知するものとします。

第15条（施設の閉鎖または廃止の予告）

当社は、諸施設の全部または一部を閉鎖または廃止する場合、災害等やむを得ない事情による場合を除き、閉鎖または廃止の3ヶ月前までにスクール生に対して予告を行うものとします。

第16条（施設の閉鎖または廃止と授業料の返還）

- 諸施設が閉鎖または廃止された場合、スクール生は退会したものとして取り扱われ、既に入金された授業料に未経過分があるときは、当社はその未経過分を月割り計算で算出し、無利息にてスクール生へ返還します。
- 前項の返還にあっては、本スクールにかかるスクール登録料、授業料、諸費用等の未納金を控除して支払うものとし、スクール生および親権者はこれに同意します。

第17条（未払い金の請求）

第10条により、スクール生としての資格喪失後においても、当社は、スクール生の当社に対する未払い金についてスクール生または親権者に対し、請求することができます。

第18条（料金等の改定）

当社は、本約款に基づいてスクール生が負担すべきスクール登録料、授業料等を社会経済情勢の変動に応じて改定することができるものとします。

なお、料金等の改定に関するお知らせは、原則として1ヶ月前までに館内への掲示および当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第19条（損害賠償）

スクール生が本約款および当社の指示等に従わないために生じた、本人または第三者の生命身体に対する事故、および盗難その他の物的事故について、当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の損害賠償の責を負いません。

第20条（個人情報の保護）

- 当社は、個人情報の保護に関する法令、その他の規範およびガイドラインその他の規則等を遵守します。
- 当社は、当社の保有するスクール生の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って適切に取扱うものとします。

第21条（発効）

- 本約款は、2021年4月1日より発効するものとします。
- 当社が必要と認めた場合、本約款および諸規則等の改定を行うことができます。